

(4) 非かんがい期における通水

水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

【活動のねらい】

環境意識の向上とともに、非かんがい期間における農業用水路への通水について地域住民から要望が出されることが多くなっており、水質改善や悪臭発生防止のために非かんがい期においてもゲート等の適切な管理等によって水路に通水することは大切な活動です。

【活動内容】

施設の維持管理の体制や安全上の対策等に十分配慮しながら、地域住民と関係機関の合意を図りつつ、非かんがい期における通水を実現することにより、水路やその周辺の生物が保全されたり、水質改善や悪臭防止、水辺の良好な環境を実現することが期待されます。非かんがい期は河川の水量等が少ないため、水利権を新規に得ることが難しい場合もありますが、できるだけ水路維持用水を確保して通水するよう検討することが望まれます。



非かんがい期で通水が停止し、雨水のみが滞留して水質が悪化した農業用水路（周辺は新興住宅地）



地域住民も参加して、安全で良好な水質が得られる水量を検討



非かんがい期にも少量の水路維持用水を通水することにより、子供の遊び場となり得る良好な水質を確保

【配慮事項】

水質環境の改善のために冬期の通水を試験的に実施するような場合には、市街化の進んだ農村集落沿いでは、周辺家屋に降雨時の溢水による被害が発生しないように慎重に実施したり、流量を変えながら適切な水量を住民参加によって検討することも大切です。また、下流地域の畑作物栽培等にも配慮して調整することが望まれます。